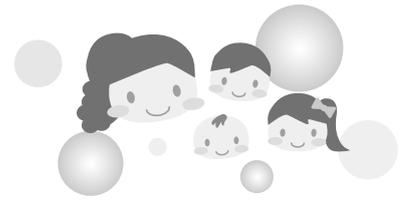


子育てサービス・手当、教育支援制度

子育て・教育に関して、サービスや手当の対象となる人、手続きの必要な人は忘れずに手続きを行ってください。また、必要に応じて利用するサービスや制度について、不明な点などはお問合せください。



妊娠中・子どもが生まれたばかりの人、子育て中で市外から転入された人 などへ

■子育て応援ブックを作成しました

妊娠・出産・子育て期における支援や各種制度など、市の子育てに関する情報を幅広く紹介した「宇和島市子育て応援ブック」を作成しました。

「宇和島市子育て応援ブック」は、母子手帳・出生届などの手続きのとき、定期健診のときや保育園などで配布しています。

まだお持ちでない人で必要な人は、お問い合わせください。

【配布場所】

▷市役所 福祉課、保険健康課
▷吉田・三間・津島支所
市民保険係、健康推進係

【問合せ先】

福祉課児童福祉係
☎24 - 1111内線3120



中学生以下の子どもがいる保護者の人、ひとり親家庭の保護者の人へ

■児童手当現況届の提出をお忘れなく

現況届は、毎年6月1日時点での児童の養育状況や所得状況などを確認し、引き続き児童手当を受けようとするかどうかを確認するものです。

この届を提出しないと、6月分以降の児童手当を受けることができなくなります。忘れずに期限内に提出してください。現況届は6月中旬以降に郵送します。

【提出期間】 6月20日(月)～30日(木)

午前9時～午後5時（土・日曜日は除く）

【支給額（月額）】

▷0歳～3歳未満 15,000円

▷3歳～中学生 10,000円

※3歳～小学生の第3子以降は15,000円。

所得制限を超える場合、1人あたり5,000円。

【支給日（2月～5月分）】 6月15日(水)に口座振込

<所得制限限度額>

扶養親族など	所得額	収入額
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円
6人以上	1人につき所得額を38万円加算	

【提出・問合せ先】福祉課児童福祉係

☎24 - 1111内線2147

または各支所福祉環境係・
宇和海支所（各出張所）



▷宇和海支所（各出張所）

【持参物】

- ・印かん（みとめ印でも可）
- ・健康保険証
- ・現在交付中のひとり親家庭医療費受給者証
- ・送付のひとり親家庭医療費受給資格登録（更新）申請書

【提出・問合せ先】福祉課児童福祉係 ☎24 - 1111
内線2176または各支所福祉環境係

■ひとり親家庭医療費受給者証の更新

現在交付しているひとり親家庭医療費受給者証は、有効期限が6月30日までです。

更新手続きをしますので、6月上旬に送付する申請書などに必要事項を記入して提出してください。

【と き】 6月13日(月)～17日(金) 午前9時～午後5時

【ところ】

▷市役所 福祉課児童福祉係（22番窓口）

▷吉田・三間・津島支所 福祉環境係

仕事や病気などで子どもの養育が一時的に困難な保護者の人へ

■子育て短期支援（ショートステイ）事業をはじめました

子育て短期支援事業は、保護者が仕事・病気などにより家庭での養育が一時的に困難になったときに、児童養護施設で児童を預かる事業です。

【利用対象】 市内在住の満18歳未満の児童

【利用期間】 原則7日以内

【利用手続】 事前の申請が必要

【利用施設】 みどり寮・近永乳児院・近永愛児園

【利用料（日額）】 ※ひとり親世帯は減額措置あり。

区 分	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯	0円	0円
住民税非課税世帯	1,100円	1,000円
一般世帯	5,350円	2,750円

【問合せ】 福祉課児童福祉係 ☎24-1111内線2146

進学に奨学生制度の利用を考えている人、奨学金を返済中の人へ

■宇和島市奨学生（平成28年度分追加募集）

経済的な理由で修学することが困難な高校や大学の進学者・在学生に対して奨学生を募集します。希望者は、学校長を経由して願書を提出してください。

【募集期間】 6月20日(月)～7月8日(金)

【対 象】 高校、高専学校、大学、短大、専門学校の学生

【募集人数】 若干名

【貸与額】

▷高校・高専学校 = 修学金15,000円（月額）

▷大学・短大・専門学校 = 修学金3万円（月額）

※支度金の貸付はありません。

【貸与期間】 平成28年10月～

【出願資格】

▶高校・高専学校・大学・短大・専門学校に進学希望・

在学している

▶ほかの育英・奨学などの奨学資金を受けていない

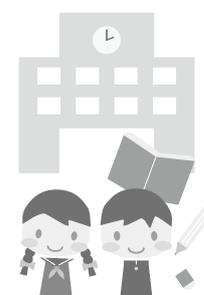
▶人物と学業が優良・健康であり、学資の支払いが困難と認められる

▶保護者が市内に住んでいる

【連帯保証人】 奨学生に採用されたとき、貸与が終了したときには連帯保証人（市県民税を賦課され滞納していない人）が必要です。

【返還方法】 奨学生でなくなったあと、原則1年が過ぎた日から10年以内に半年賦で返還してください。

【問合せ先】 学校長または教育総務課 ☎24-1111内線2708



■市奨学金返済支援事業

奨学金返済を支援し、若者の本市への移住定住、地元就職の支援をはかり、活力ある宇和島を目指します。

【補助内容】 新規就業者などの奨学金返済金の一部を5年間補助します

▷補助率 2/3

▷交付申請年度の前年度奨学金返済額×2/3（上限20万円）

▷最大100万円（20万円×5年間）

【対象者】 次の①～⑥の条件をすべて満たす人（⑥については(a)～(c)のいずれか）

①奨学金の貸与を受けて大学、短大、専修学校専門課程、高専に進学した人

②奨学金の返済を滞りなく行っており、市税などの滞納がない人

③交付申請年度の年齢が30歳以下で本市に住民票があり、申請初年度より5年を超える期間、本市

に居住する意思のある人

④交付申請年度の前年度以前に奨学金などの返済を開始した人

⑤条件は全て、平成27年3月以降

(a)市内に本社のある中小企業に就職し1年以上継続して雇用されている人

(b)市内において起業し、1年以上継続して事業を行っている人

(c)市内において第1次産業に従事し、1年以上継続して従事している人

⑥市によるほかの移住定住促進、就業促進にかかる補助事業などの給付を受けていない人

※公務員は補助対象外。

【募集期間】 6月20日(月)～ ※随時受付。

【問合せ先】 教育総務課 ☎24-1111内線2708